

県育成いちご品種 実とり苗販売事業者（種苗業者）契約基準および事務手続き手順  
（制定 令和6年5月24日）

（趣旨）

第1 県育成品種の生産拡大に向けて、実とり苗を生産・販売できる者の確保が必要である。そのため、埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領（平成11年6月30日決裁）の第7に基づく利用権設定契約における、実とり苗の業として販売を行う契約を締結する者の契約基準と契約のための事務手続き手順を定めるものである。

（県育成いちご品種実とり苗販売事業者（種苗業者）としての利用権設定契約の申請）

第2 県育成品種の実とり苗の販売事業者（種苗業者）としての契約を申請する者は、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領（以下、要領）様式1」により、管轄の農林振興センターに申請する。その際、「要領 様式1の3 利用権設定に係る行為の内容・条件」に「業として販売」と記載する。

（農林振興センターでの書類予備審査および現地確認）

第3 第2により申請を受理した農林振興センターは、（別表）契約基準の項目を満たしているか否かについて、別紙様式1号別添を用いて現地確認を行う。その結果を、様式1号にて、生産振興課へ提出する。

（意見聴取会の開催）

第4 第3により提出を受けた生産振興課は、速やかに意見聴取会を開催する。意見聴取会の参加者は、原則生産振興課の他、管轄の農林振興センター、農業技術研究センターとする。意見聴取会の開催にあたり、必要に応じて申請者の面接および現地確認などを行う。

（利用権設定契約の締結）

第5 第4の意見聴取会の意見を踏まえ、生産振興課長は埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領の第7に基づき、利用権に設定を行うか否かの決定を通知し、申請者と通常利用権における実とり苗の業として販売を行う利用権設定契約を締結するものとする。契約期間は原則3年とする。

（販売計画書および販売実績書の提出）

第6 第5で利用権設定契約を締結した者は、毎年度、その年度の販売計画を様式2号により、4月末日までに農林振興センターを経由して生産振興課に提出するものとする。また、その年の販売実績を別紙様式2号により、販売終了後1か月以内に農林振興センターを経由して生産振興課に提出するものとする。

（契約内容の調査等）

第7 県は、必要があると認めるときは、契約事項について現地確認等の調査を行うことができるものとする。

（その他）

第8 本契約基準および事務手続き手順に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

付則

この契約基準および事務手続き手順は、令和6年5月24日から施行する。

【(別表) 実とり苗販売事業者 (種苗業者) 契約基準】

項目	内容
1 事業所・育苗施設の所在地	・ 県内に事業所および育苗施設があり、県内で育苗すること。
2 栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実とり苗を生産する適切な施設を有していること。 (雨よけ施設、栽培ベンチ、水はねしないかん水装置、泥はねしない施設)</li> <li>・ 施設・器具が清潔で整頓されていること。</li> <li>・ 施設・器具が適切に修理・保全されていること。</li> </ul>
3 栽培実績	・ いちごの苗の生産実績 (1年あたり概ね 35,000 本以上、それを3年以上) および生産上必要な技術を有すること。
4 種苗法遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種苗法を遵守していること。</li> <li>・ 種苗法に基づき、種苗業者の届出をしていること。</li> </ul>
5 盗難防止	・ 必要な盗難防止の対策を行っていること。
6 生産計画・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な生産計画・販売計画を有すること (様式2号で提出)。</li> <li>・ 適切な栽培管理を行い、県育成いちご品種の優良苗生産に努めること。</li> </ul>
7 報告・保管	・ 生産実績、販売実績等を報告すること。(様式2号で提出)
8 審査・現地確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の現地確認を受けること。</li> <li>・ 契約後も必要に応じて県の確認を受けること。(書類確認、現地確認)</li> </ul>